

中部圏低炭素水素サプライチェーン構築促進会議規約

(目 的)

第1 国内有数の産業の集積地である中部圏（岐阜、愛知、三重の3県）が持つ水素利用のポテンシャルを生かして、再生可能エネルギー等から低炭素水素を製造し、利用する「中部圏低炭素水素サプライチェーン」の構築・拡大を産・学・行政が一体となって推進するため、「中部圏低炭素水素サプライチェーン構築促進会議」（以下「構築促進会議」という。）を開催する。

(協議事項)

第2 構築促進会議は、低炭素水素サプライチェーンの構築に関する技術的支援、情報収集・発信、低炭素水素認証制度のあり方その他構築促進会議の目的を達成するために必要な事項を協議する。

(構成員等)

- 第3 構築促進会議は、別表1に掲げる構成員及び別表2に掲げるオブザーバーをもって組織する。
- 2 構築促進会議の構成員は、新たに構成員とすることが適当であるものを推薦することができる。
- 3 前項の推薦があった場合、構築促進会議の全構成員の同意により構成員とすることができる。

(座 長)

- 第4 構築促進会議に、座長及び副座長を置く。
- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会 議)

- 第5 構築促進会議は、座長が招集する。
- 2 座長は、必要があると認めるとき、構成員及びオブザーバー（以下「構成員等」という。）以外のものを構築促進会議に出席させることができる。
- 3 座長は、特定の事項について、具体的な検討作業を行うため、構築促進会議の下でワーキンググループを開催することができる。
- 4 構築促進会議の会議資料及び議事要旨は、会議終了後に公開する。ただし、公開することにより、構成員等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合は、この限りではない。

(秘密保持)

第6 構成員等は、構築促進会議において知り得た活動内容を、他の構成員等に無断で第三者に開示又は漏洩等してはならない。

(庶務)

第7 会議の庶務は、愛知県経済産業局水素社会実装推進課において処理する。

(その他)

第8 この規約に定めるもののほか、構築促進会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成29年10月20日から施行する。

この規約は、平成30年12月26日から施行する。

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

この規約は、令和5年12月25日から施行する。

この規約は、令和7年4月1日から施行する。